

～商標と品質等誤認惹起表示～  
日本商標判例紹介 (39)

2024年9月20日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1. 概要

商標権者は、商標の無断使用した被疑侵害者に対し、商標権侵害を主張する。

しかしながら商標の無断使用が、直ちに商標権侵害であると主張し難いケースでは、不正競争防止法違反等、異なる根拠で争う場合がある。

本稿では、商標を無断使用された原告が、被告の品質誤認惹起行為（不正競争防止法第2条第1項20号）に基づいて争った事案を紹介する。

2. 本事案の当事者

原告（被控訴人）は、生ごみを分解及び消滅させる生ごみ処理機を含む各種ミキサーの製造／販売を業とする株式会社である。

被告（控訴人）は、業務用生ごみ処理機等を含む各種機器の販売／製造委託を業とする株式会社である。

3. 本事案での権利

原告（被控訴人）	関係	被告（控訴人）
※更新せず 消滅 ■登録第4284828号 商標】 <b>ゴミサー</b> 出願日】平成05(1993)/12/07 登録日】平成11(1999)/06/18 ステータス】権利消滅 区分】07類（生ゴミ処理機）	 被告は 原告の販売代理  協力	
■登録無効審判 無効2019-890054 請求人】原告 請求日】2019/09/20  審決】登録維持	 → 被告商標に対し 審判請求  敵対	※原告に無断で商標登録 ■登録第5769618号 商標】 <b>ゴミサー</b> 出願日】平成27(2015)/01/19 登録日】平成27(2015)/06/05 ステータス】存続 区分】07類（生ゴミ処理機等）
■審決取消訴訟（行政訴訟） 令和03年(行ケ)10081号 出訴日】2021/07/09 判決】請求棄却	 → 維持審決に対し 不服	

<p>■行政上告受理申立て事件 令和04年(行ノ)10041号 受理申立日】2022/10/28 処分】上告受理申立却下</p>	<p> 判決に対し 不服</p>	
<p>□商願2019-121373 商標】<b>ゴミサー</b> 出願日】令和元(2019)/09/13 登録日】----- ステータス】拒絶査定⇒権利化ならず 区分】07類(生ゴミ処理機等)</p>		
<p>※商願2019-121373の分割出願 ●登録6414447号 商標】<b>ゴミサー</b> 出願日】令和元(2019)/09/13 登録日】令和03(2021)/07/27 ステータス】存続 区分】40類(生ゴミ処理機の貸与等)</p>	<p> 原告商標に 対し 審判請求</p>	<p>■登録無効審判 無効2023-890069 請求人】被告 請求日】2023/08/23  審決】登録維持</p>
<p>■本事案の原審(民事訴訟) 令和04年(ワ)2551号 判決言渡】2023/11/10、原告主張認容</p>	<p> 不競法, 訴訟</p>	<p>判決言渡】2023/11/10、原告主張認容</p>
<p></p>	<p> 判決に対し 不服(控訴)</p>	<p>■本事案(控訴審) 令和05年(ネ)10121号 判決言渡】2024/07/04、原判決維持</p>
<p></p>		<p>※原告に無断で出願 ▲商願2024-070385 商標】<b>Gomiser</b> 出願日】令和06(2024)/6/28 登録日】----- ステータス】審査着手待ち 区分】07類(生ゴミ処理機等)</p>
<p></p>		<p>※原告に無断で出願 ▲商願2024-070386 商標】<b>Gomiser</b> 出願日】令和06(2024)/6/28</p>

		登録日】 ----- ステータス】 審査着手待ち 区分】 40類（生ゴミ処理機の貸与等）
--	--	--

#### 4. 訴訟までの経緯

##### a 原告商標

原告は、平成4年に、業務用生ゴミ処理機（以下、原告商品という）を製品化し、「ゴミサー」の商品名で販売している。原告は、平成5年12月に、仮名文字「ゴミサー」／7類（生ゴミ処理機等）を商標出願し、平成11年6月に商標登録（登録第4284828号）を受けた。当該商標は、更新手続きがなされず、平成21年6月に存続期間が満了した。

##### b 被告商標

被告は、平成8年頃から原告の販売代理店となり、原告商品を販売した。被告は、平成27年1月19日に、原告に無断で仮名文字「ゴミサー」／7類（生ゴミ処理機等）を商標出願し、同年6月5日に商標登録（登録第5769618号）を受けた。

##### c 原告からの離脱

被告は、平成31年3月に、「生ゴミ処理機を他社に製造委託している」旨を原告の代表者に伝えた。

原告は、被告代表者の携帯電話や被告事務所に架電し、令和元年6月10日には電子メールにて今後の取引に関する提案を行うが、被告からの応答がなかった。原告は、令和元年5月7日納入分以降、被告の販売代理店への納品を見合わせた。

被告は、原告以外が製造する業務用生ゴミ処理機（以下、被告商品という）を仕入れて「ゴミサー」の商品名で販売を継続し、令和5年4月末までに258台を販売した。

被告は、自社ウェブページ上の被告商品の広告で、原告商品の写真画像と「ゴミサー」の商品名を使用し、「製造元 エスキー工機株式会社」と表示した。更に「業界1位の業務用生ゴミ処理機です。～発売開始から25年！生ゴミ処理機ゴミサーは『水になる処理機』のパイオニア」等の宣伝文を掲載した。

##### d 原告の対応

原告は、令和元年9月に、仮名文字「ゴミサー」／7類（生ゴミ処理機等）及び40類（生ゴミ処理機の貸与等）を出願（商願2019-121373）したが、被告商標（登録第5769618号）が7類の指定商品の引用商標となり、出願が拒絶された。そこで拒絶対象外である40類に指定役務を、出願から分割して早々に商標登録を受けた（登録第6414447号）。

同時期に、原告は、被告商標（登録第5769618号）の登録無効審判を請求した（商標法46条1項）。審判では、原告の商品名「ゴミサー」と混同すること、及び被告の不当行為について争う。しかし認容されず、被告商標の登録が維持された（上記3欄の表を参照）。

##### e 被告の対応

被告は、原告商標（登録第6414447号）の登録無効審判を請求した（商標法46条1項）。審判では、被告商標（登録第5769618号）と類似すること、商品名「ゴミサー」が被告の営業努力を通じて周知化したこと、及び被告による周知化に原告がただ乗りしていることを争う。しかし証拠不十分とされ、原告商標の登録が維持された（上記3欄の表を参照）。

## f 訴訟提起

原告は、令和4年に、被告行為に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した（令和4年（ワ）2551号）。訴訟では、商標権侵害を主張するのではなく、被告の品質誤認惹起行為（不正競争防止法2条①20号）を争った。その結果、原告主張を全面的に認容する判決が言い渡された（東京地方裁判所民事29部）。

被告（控訴人）は、東京地裁の判決を不服として知財高裁に控訴した（令和5年（ネ）10112号）。訴訟では、自らの行為が品質誤認惹起行為でないことを争う。しかし一部を除き被告（控訴人）主張が認容されず、原判決を維持する判決が言い渡された（知財高裁3部）。

被告は、判決言渡を受けた後、直ちに欧文字「G o m i s e r」／7類（生ごみ処理機等）、同文字／40類（生ごみ処理機の貸与等）を追加で出願した（商願2024-070385、同2024-070386）。

## 5. 原告及び被告の主張

### 争点（品質の誤認惹起行為）

#### 【被控訴人の主張】

不正競争防止法2条①20号の商品の「品質誤認」では、商品の製造元の技術力や商品の販売実績が影響する。

依ってウェブページの広告で、被告（控訴人）商品の製造元を原告（被控訴人）と表し、原告（被控訴人）商品の実績を用いることは、被告（控訴人）商品の品質を、原告（被控訴人）商品の品質と誤認させる惹起行為である。

#### 【控訴人の主張】

20号の「品質」とは、商品の用途や目的への適合性を意味するものであり、商品の原材料や成分や加工方法等を示す。

依ってウェブページの広告で、原告（被控訴人）商品の製造元や原告（被控訴人）商品の実績を示すことは「品質」に影響を与えるものでない。被告（控訴人）が過去に販売した、原告（被控訴人）商品の販売実績を示したに過ぎず、虚偽でない。その販売実績は、被告（控訴人）の営業努力の結果であり、原告（被控訴人）の信用へのただ乗りではない。

原判決では販売実績の誤認表示が直ちに「品質」に直結すると判断しているが、誤りである。

## 6. 知財高裁（控訴審）の判断

### 争点（品質の誤認惹起行為）

被告（控訴人）のウェブページでは、事実と異なる内容が記載された。

生ごみ処理機のような機械は、製造業者に応じて、機械が有すべき性能を備えるか否か、不具合の多寡等が左右される。

生ごみ処理機は、高額商品であるから、その需要者は、慎重に検討し、その製造業者が製造に関する実績を有するか否か等を検討するはずである。

本件の需要者は、インターネット検索等により、原告（被控訴人）が製造する「ゴミサー」という名称の生ごみ処理機が、長期販売されている事実を把握し、その品質を信頼することがあり得る。

被告（控訴人）商品の製造元が原告（被控訴人）であるとする表示は、被告（控訴人）商品の品質を誤認させるものと認められる。

仮に機能性能において被告（控訴人）商品と原告（被控訴人）商品とに大きな相違がないとしても、原告（被控訴人）以外の商品の製造元を、原告（被控訴人）と偽ることが許容される理由とならない。

仮に被告（控訴人）の営業努力が、原告（被控訴人）商品の売り上げに寄与しても、原告（被控訴人）商品が長期販売された実績に変わりなく、これらの実績が考慮され、購入が決定されるのであるから、20号の「品質誤認」に該当する。

## 7. 結語

本事案は、本来であれば、商標権侵害で処理することができたところ、更新手続のミスで商標権を失効させたため、内容が複雑となった。

本事案の判決で、原告（被控訴人）側が一時的に優勢となっても、被告（控訴人）は、矢継ぎ早に商標登録を行うため、同様の争いが繰り返されることになると推測する。

本事案で学べるように更新手続などの登録商標の管理は非常に大切である。

以上